

お知らせ

記者発表資料

令和5年7月21日

■同時発表先：

合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

太田川水系河川整備計画 【大臣管理区間】を変更しました

国土交通省中国地方整備局では、太田川水系において、**さらなる治水安全度の向上を図るため**、令和5年7月21日に「太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】」（以下「本計画」という。）を変更しました。

主な変更内容は、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を位置付けました**。さらに、**洪水調節機能の向上に関する具体的な方策を明記**しました。（別紙参照）

今後、本計画に基づき、関係機関等と連携を図りながら、太田川の安全・安心を高める取り組みを進めていきます。

本計画は以下のウェブサイトからご覧になれます。

■太田川河川事務所ウェブサイト

<https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

→ 概要版

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/plan2/plan.htm>

→ 太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更） 本文

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/plan2/plan.htm>

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

☎ (082) - 221 - 9231 (代表) (平日昼間)

河川部 河川計画課長

おおやま りく
大山 璃久 (内線 3611)

課長補佐

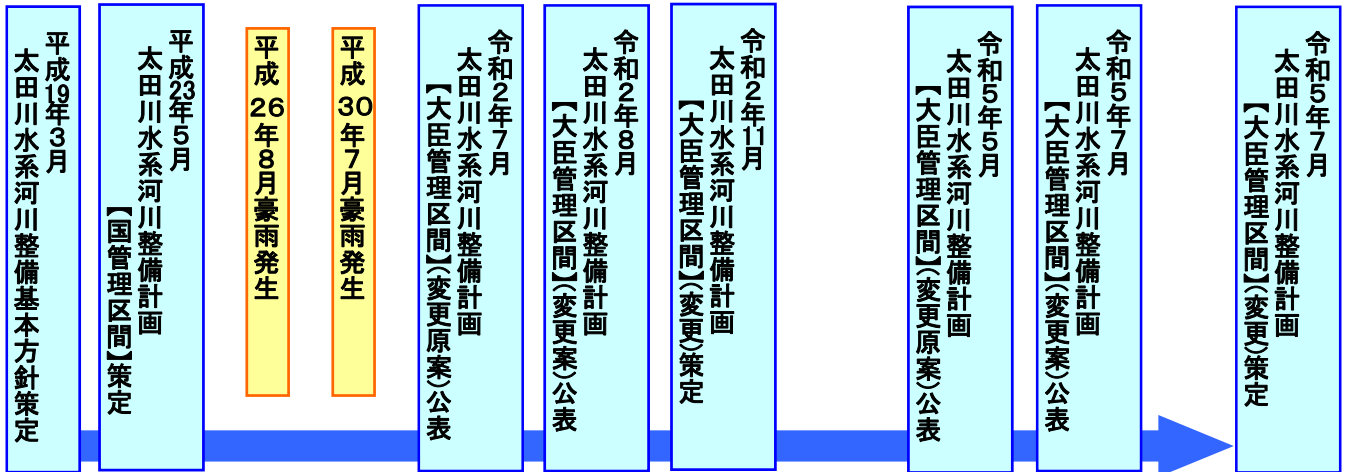
いわた てるき
岩田 輝貴 (内線 3613)

変更の経緯

太田川水系では平成19年3月に「太田川水系河川整備基本方針」を策定しており、これに基づき、太田川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「太田川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成23年5月に策定しました。

その後、気候変動の影響による近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、令和2年11月に太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(以下、「現行河川整備計画」)を策定し、整備の目標を引き上げました。

今回、太田川流域における流域治水の取組を明記するとともに、詳細な調査・検討を今後実施することを目的に、洪水調節機能の向上の方策を明記し、令和5年7月に太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)を策定しました。



整備計画の主な変更内容

○流域治水の取組項目を明記

自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に太田川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある**太田川水系の「流域治水」に取り組んでいくため、流域治水の取組項目を明記**しました。



<取組項目>

- 6.太田川流域における流域治水の取組
 - 6.1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
 - 6.1.1.河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し
 - 6.1.2.既存ダムの洪水調節機能の強化
 - 6.1.3.雨水貯留施設の整備
 - 6.1.4.水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進
 - 6.1.5.ため池等の活用
 - 6.1.6.遊水機能を有する土地の保全
 - 6.1.7.砂防関係施設の整備
 - 6.1.8.森林の整備・保全
 - 6.2.被害対象を減少させるための対策
 - 6.2.1.「まちづくり」による水害に強い地域への誘導
 - 6.3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - 6.3.1.マイ・タイムライン等の作成の支援・普及
 - 6.3.2.防災教育や防災知識の普及
 - 6.3.3.住民等への情報伝達手段の強化
 - 6.3.4.要配慮者施設等の避難に関する取組
 - 6.3.5.防災拠点や高台の整備

○洪水調節機能向上の方策を明記

洪水調節機能向上の方策として、「**樽床ダム等の既設ダムの有効活用及び太田川上流部における新規ダムの整備に向けた調査・検討を行う**」ことを明記しました。

